

亀山市告示第17号

亀山市税条例（平成17年亀山市条例第50号）第7条第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）又は同条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、令和3年1月1日現在において、次に掲げる地域に住所を有する個人に係る同条例第26条第1項、第3項及び第4項の規定による令和3年度分の申告書の提出並びに同地域に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で同地域内に住所を有しない者に係る同条第6項の規定による令和3年度分の申告に関する期限については、その期限を令和3年4月15日まで延長する。

令和3年2月8日

亀山市長 櫻井 義之

指定地域
亀山市